

## 大分市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33の規定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査等の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

### (検査の対象者)

第2条 検査の対象者は、指定に係る事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）が、全て本市に所在する障害福祉サービス事業者等（以下「対象事業者」という。）とする。

なお、対象事業者は、障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等及び指定障害児相談支援事業者のそれぞれにおいて区分するものとする。

### (検査体制)

第3条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

### (検査等)

#### 第4条

##### 1 検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

##### (1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するために、毎年度実施計画を策定し、書面検査（文書の提出を求めることにより行う検査をいう。以下同じ。）により概ね3年に1回実施するものとする。

なお、書面検査により確認した内容に不備又は不明瞭な事項がある場合は、対象事業者若しくはその従業者に出頭を求め、又は関係者に質問し、若しくは立入検査（対象事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の関係する場所に立ち入って行う検査をいう。以下同じ。）により当該内容を

確認するものとする。

## (2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、対象事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

## 2 検査方法

検査は、障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発第0330号第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を踏まえて実施するものとする。

## 3 検査通知等

(1) 検査の実施に当たっては、対象事業者に対し、様式第1号又は様式第2号により事前に通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合は、この限りではない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）。

(2) 検査結果の通知

検査の結果、勧告するまでに至らない軽微な改善を要すると認めた事項について、様式第3号によりその旨通知を行うものとする。

(3) 報告書の提出

前号の規定による通知を行ったときは、当該通知に係る事項の改善状況について、期日を付して様式第4号により改善報告を求めるものとする。

## 4 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、対象事業者に対し、様式第5号又は様式第7号により通知するものとする。

### ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適切な業務管理体制を整備していないと認めるときは、対象事業者に対し、期限を定めて、是正勧告をすることができる。

なお、勧告を受けた対象事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### イ 命令

勧告を受けた対象事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) (1)の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考

慮し、適宜設定)を付して様式第6号又は様式第8号により報告を求めるものとする。

#### 5 特別な処置

対象事業者が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該対象事業者が運営する指定事業所等へ立入検査を行い、法令等遵守状況について検証するものとする。

ただし、対象事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りではない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。